

宮崎市民体育大会開催補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎市民体育大会開催基準要項に基づき、加盟競技団体が実施する競技大会の運営に伴う補助金を適正に交付するために定める。

(交付対象)

第2条 公益財団法人宮崎市スポーツ協会加盟競技団体を原則とする。

(補助額)

第3条 補助額は、次のとおりとし、大会実績に応じて補助金を交付するものとする。

(1) 基礎額として、1競技団体あたり40,000円を配分

(2) 競技大会規模(参加者数)による加算

参加者数	加算額
200人以下	15,000円
400人以下	35,000円
600人以下	55,000円
601人以上	65,000円

(3) 施設使用料補助

大会開催にあたっては、市立の施設使用を原則とするが、市に開催できる施設がない場合は、使用する施設使用料相当額(1,000円未満切り捨て)を交付する。ただし、40,000円を限度とする。

(計画の承認申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする競技団体は、次に掲げる書類を公益財団法人宮崎市スポーツ協会(以下、「本協会」という)が指定する日までに提出する。

(1) 事業計画承認申請書(様式2-1)

(2) 実施計画書(様式2-2)

(3) 収支予算書(様式2-3)

(計画の承認)

第5条 本協会が補助金の交付を決定したときには、事業計画承認通知書(様式2-4)により、競技団体に通知する。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 競技団体は、事業終了後、30日以内に次に掲げる書類を本協会に提出する。

(1) 補助金交付申請書兼実績報告書(様式2-5)

(2) 実施報告書(様式2-6)

(3) 収支決算書(様式2-7)

(4) その他(大会プログラム、結果表、全体写真、領収書)

(補助金交付決定及び確定)

第7条 本協会の実績報告書等の内容を審査後、補助金の交付を決定し、金額を確定したときには、補助金交付決定及び確定通知書(様式2-8)により、競技団体に通知する。

(補助金の支払い)

第8条 前条による補助金の交付決定及び確定通知を受けた競技団体は、10日以内に請求書(様式2-9)を本協会に提出する。

2 本協会が前項による請求書を受理した場合には、10日以内に競技団体の口座へ振込により補助金の支払いを行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月18日から施行する。

(宮崎市民体育大会開催補助金交付要綱の廃止)

宮崎市民大会開催補助金交付要綱(平成25年4月1日から施行)は廃止する。

附則

この要綱は平成31年4月1日に一部改正する。

附則

この要綱は令和2年4月1日に一部改正する。

附則

この要綱は令和4年4月1日に一部改正する。